



(裏)

1 申請にあたっては、下記のいずれにも該当しないことを誓約すること

- (1) 鹿児島市次世代自動車等普及促進事業補助金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の場合
- (2) 申請者が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員を利用している者の場合
- (3) 申請者が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している者の場合
- (4) 申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者の場合
- (5) 申請者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者の場合

2 交付申請時の必要書類

1	申請書（様式第1の3）
2	登記簿謄本等、事業所等の所在地や事業内容等を確認できる書類（注1）（注2）
3	リース先の個人又は事業者の市税の滞納がないことを証する書面（注1）
4	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項による自動車検査証（初度登録のものに限る。）の写し
5	次世代自動車の燃費やV2H充電設備の出力等を確認できる書類（カタログの諸元表等）
6	次世代自動車購入に係る注文書等の写し及び領収書等の写し（それぞれ同額の車両本体価格の記載があるもの）
7	次世代自動車のカラー写真（車両全体、自動車登録番号）
8	次世代自動車のリース契約書の写し
9	次世代自動車のリース料金の算定根拠が明示されている書類（様式第2）
10	省エネレポート（様式第3から第3の5のいずれか）

（注1）次世代自動車の車両登録日以降に発行されたものであること。

（注2）同一年度内の申請時に既に提出し、記載事項に変更が無い場合は不要。